

別紙3

随意契約をすることができる場合に該当する事の説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約することができる場合	今回の契約が左に該当する事の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。」及び「財産の売払い、物件の貸付その他県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき。」以外の場合であつて契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 事業の概要 道路除草工 指斐川右岸 L = 8.0 km 除草工 A = 62, 700 m²</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない特別な事情の説明 国土交通省中部地方整備局と岐阜県で締結している「堤防と道路との兼用工作物管理協定」第3条の規定によれば、堤防の路肩から法長1mについては、道路管理者が維持管理することになっている。 本工事は、この規定に基づき当該範囲の堤防除草を行うものである。 当該工事の作業は、河川管理者である国土交通省木曽川上流河川事務所が先に発注済みの除草工事と同一法面内の作業であり、工事の安全確保、作業効率面から、同一業者が同時期に施工するのが適切である。 以上から、この業務は競争入札に適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 国土交通省木曽川上流河川事務所では、指斐川第一出張所管内の堤防除草を<u>株式会社久保田工務店</u>と契約しており、道路管理者分も同一業者と随意契約し、一連で草刈を実施したい。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。